

神崎浄水場開放イベント企画及び運営業務 仕様書

1 業務名

神崎浄水場開放イベント企画及び運営業務

2 趣旨

尼崎市唯一の自己水源である神崎浄水場を開放し、水道に関連するイベントを行うことで、水道への理解・関心を高め、水道を身近に感じてもらうことを通じて、尼崎市水道を次の世代につなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和元年11月30日（土）まで

4 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内一括払

5 イベント日時

令和元年10月6日（日）10:00～16:30(16:00受付終了) ※小雨決行、荒天中止

6 イベント会場

尼崎市公営企業局 神崎浄水場（尼崎市次屋4丁目6-1）

※駐輪場として使用 神崎浄水場北側施設

【仕様書別紙1参照】

7 委託内容

神崎浄水場開放イベント（以下「イベント」という。）の企画及び運営業務並びにこれに係る付帯業務で次に掲げるもの。

- (1) イベント趣旨に基づいた企画立案及び実施運営等に関する総合調整。
- (2) 水処理工程の理解促進のための施設見学方法の企画。
- (3) イベント当日を含む進行計画の立案と調整。
- (4) イベント会場の設営・撤去、イベント実施中の管理。
- (5) イベント実施に必要な資材等の調達及び製作物の作製。
- (6) イベント運営に必要な人員の配置。

神崎浄水場北側施設を駐輪場として使用することも踏まえ、受託者は会場案内等の人員・物品等を適宜配置し、誘導を円滑に行うこと。

- (7) 事故防止等の安全策。

来場者の安全を確保するよう、また浄水処理に支障をきたさぬよう、適宜人員・物品等を配置すること。

- (8) 傷病者等の対応。
- (9) イベント運営に必要な保険の加入。
- (10) イベント事務局の運営。
- (11) 事前告知等広報業務（主催者指定の広報ツールを含む）。

ア 当該イベントの実施場所である神崎浄水場は市域の東端に位置することから、集客効果を高めるために工夫して企画すること。

イ 次の製作物については、その一部を公営企業局でも配布する予定としているため、令和元年9月17日（火）までに納品すること。

（ア）ポスター A3サイズ・PDF形式

（イ）チラシ A4サイズ・PDF形式

- (12) 来場者へのアンケート調査の実施、集計及び分析。
- (13) その他当該イベント実施に当たり必要と認められる業務、備品等の準備。

8 イベント内容

イベント実施場所の案については「仕様書別紙2 配置案」を参照すること。

(1) 受託者側で実施する内容

ア 水処理工程のウォークラリー

チェックポイントを通りながら、浄水処理の各工程を見学する。

- ・ 原則、仕様書別紙2内の「施設見学ルート」で行うこと。
- ・ 施設見学者が1か所に滞留しないような会場整理を行うこと。
- ・ 来場者の安全を確保するよう、また浄水処理過程に支障をきたさないように配慮すること。

イ 一部のブース（(3)ア・イ参照）周辺の会場整理

- ・ ブース来訪者が1か所に滞留しないような会場整理を行うこと。
- ・ 来場者の安全を確保するように配慮すること。
- ・ 来場者が指定場所以外での飲食をしないよう、適宜、人員、物品等を配置すること。

ウ 本事業の趣旨に合った独自の企画

- ・ 最低1つは独自の企画を行うこと。

(2) 委託者側が実施する内容

ア 水の飲み比べ

水道水（高度浄水処理水）と市販ミネラルウォーター2種類（軟水・硬水）を飲み比べ、水道水の品質の高さをPRする。

- ・ 公営企業局水道部により設置する。
- ・ ブースの運営は水道部が行う。
- ・ ブース出展に係る内容の調整は委託者が行う。
- ※ 実施場所については受託者と調整することとする。
- ・ 実施場所周辺の会場整理は委託者側が実施する。

※ 委託者が実施する内容に関する物品等について

受託者が準備すべき物品等は「別紙3 委託者・その他団体が実施する内容に係る物品等」を参照し、記載されている物品等については受託者が準備すること。

(3) その他団体が実施する内容

ア 地域住民による飲食物等ブース

近隣住民による、飲食物等の提供ブースを設ける。

- ・ ブースの運営は地域住民が行う。
- ・ ブース出展に係る内容の調整は委託者が行う。
- ※ 実施場所については受託者と調整することとする。
- ・ 実施場所周辺の会場整理は受託者側が実施する（(1)イ参照）。

イ 水道工事業協同組合によるブース

尼崎市水道工事業協同組合による、水に関連したお楽しみブースを設ける。

- ・ ブースの運営は尼崎市水道工事業協同組合が行う。
- ・ ブース出展に係る内容の調整は委託者が行う。
- ※ 実施場所については受託者と調整することとする。
- ・ 実施場所周辺の会場整理は受託者側が実施する（(1)イ参照）。

※ その他団体が実施する内容に関する物品等について

受託者が準備すべき物品等は「別紙3 委託者・その他団体が実施する内容に係る物品等」を参照し、記載されている物品等については受託者が準備すること。

9 留意事項

- (1) 委託者が準備するものは次のとおり。
配布用「あまのお水」ボトル缶（1,000本）
- (2) イベント中、電気を使用する上で必要となる電気ケーブル及び漏電遮断機等は受託者が用意すること。
※ イベント実施に伴い必要となる電気、水道水は会場となる神崎浄水場から支給する。なお、電気の使用に当たっては漏電等の波及事故防止に努めること。
- (3) イベントの詳細については、委託者と受託者で協議の上決定するものとする。

10 その他確認事項

(1) 業務主任担当者

ア 受託者は業務主任担当者を定め、その氏名及びその他必要な事項を委託者に書面で通知し、承認を得ること。業務主任担当者を変更する場合も同様とする。

イ 業務主任担当者は、本委託業務の統括を行うとともに、委託者との調整を図ること。

(2) 業務計画表

受託者は、契約締結後すみやかに業務計画表を提出し、委託者の承認を得ること。また業務計画表の内容を変更する場合も同様とする。

本業務における打ち合わせは、必要と認める時には随時行う。

(3) 検収

ア 業務完了報告書の提出

受託者は、業務が完了したときは業務完了報告書にイベント実施内容、来場者数及び撮影した記録写真を添付の上、委託者に提出すること。

イ 検査

委託者は、受託者から業務完了報告書の提出を受けたときは、本仕様書に示す要件を満たしているか否かを検査する。検査に合格しない場合、受託者は必要となる業務を実施し、委託者は検査を再度行うものとする。

(4) 業務の確実な実施

受託者は、本業務を遂行するに当たり、関連の法令、本仕様書及び事前に提案した企画内容を遵守するとともに、本市公営企業局の意図及び目的を十分に把握した上で、正確丁寧にこれを行わなければならない。なお、実施に際しては水道事業の広報に係る目的以外の事業を行ってはならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行するに当たり、知り得た情報及び成果についてその一切を目的以外に流用してはならない。

(6) 別途協議等

本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

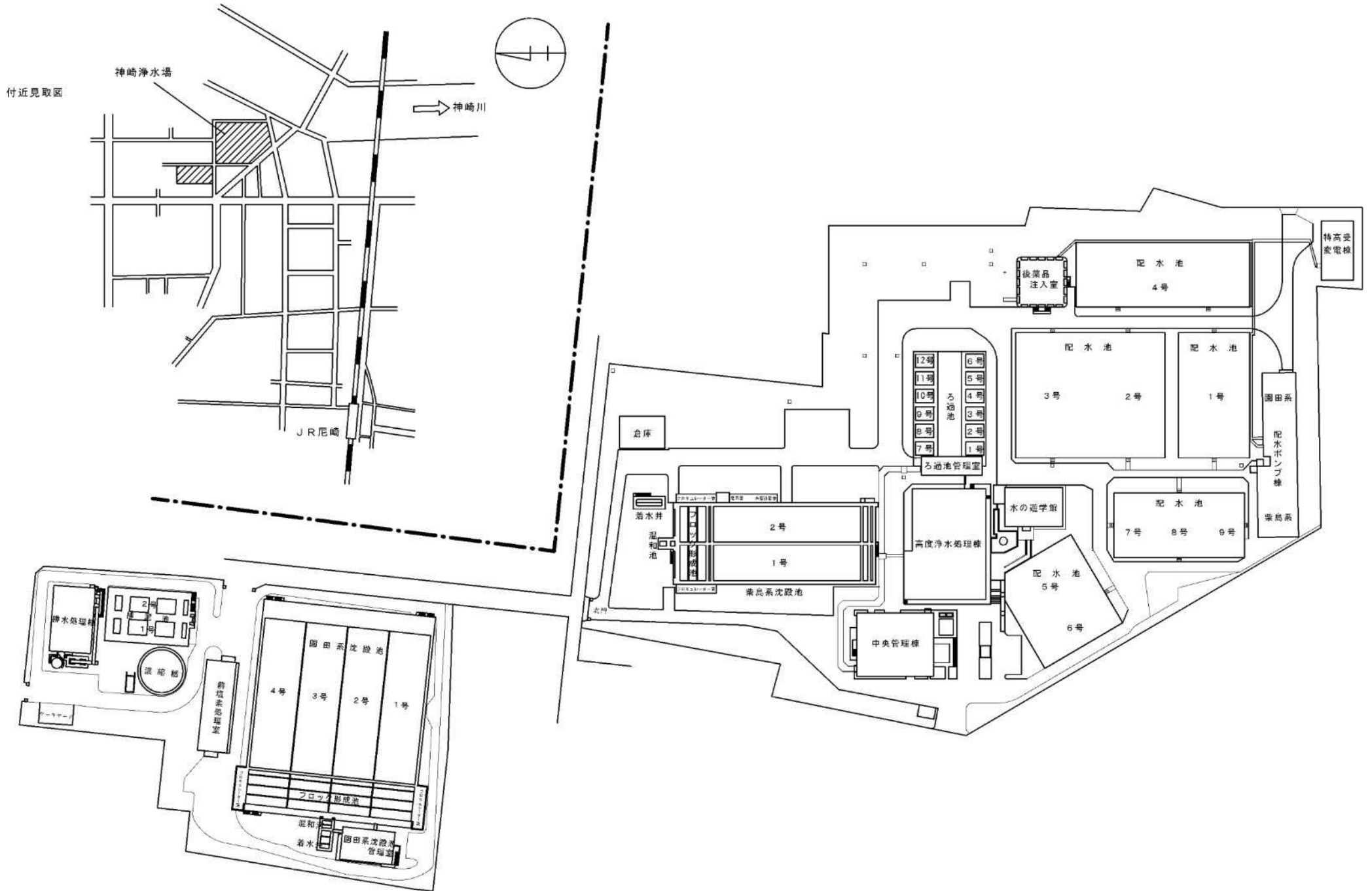
ただし、仕様書に明記されていないもので、本委託を履行するに当たって当然必要となる物品等の費用については受託者が負担する。

11 連絡先等

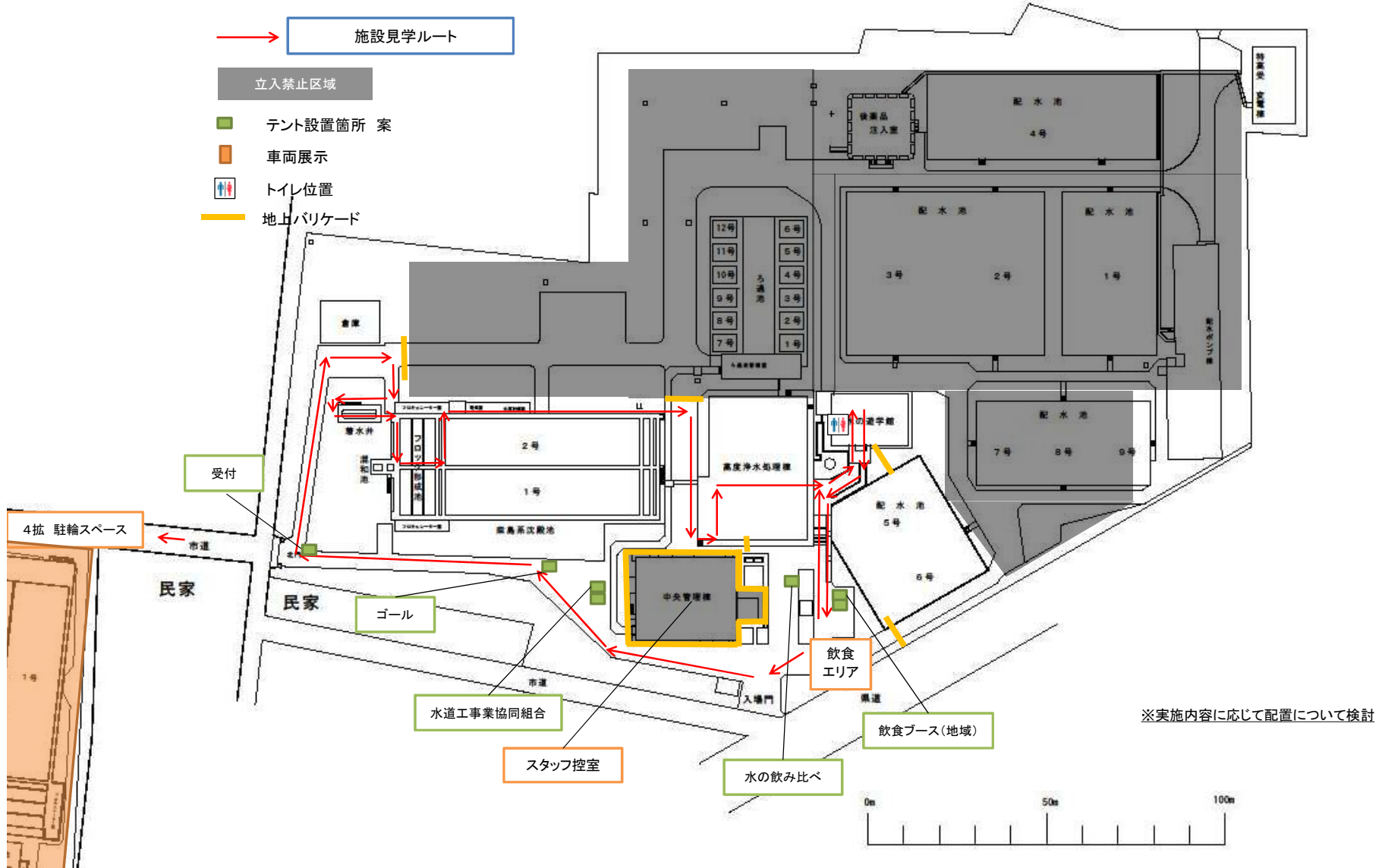
本業務の連絡先及び書類等の提出先は、尼崎市公営企業局水道部経営企画課とする。

(電話：06-6489-7405 ファクス：06-6489-7403 担当：織田・櫻井)

以 上



仕様書別紙2 神崎浄水場開放イベント配置案



委託者・その他団体が実施する内容に係る物品等（予定）

(2)ア 水の飲み比べ

- ・テント（1. 5 K×2 K）…………… 2張
- ・横幕（長辺用2、短辺用2）…………… 4枚
- ・ウォータークーラー（電動）…………… 3台
- ・長机（600×1800、クロス付き）…………… 3台
- ・冷却用の氷…………… 15貫
- ・発電機（ウォータークーラー3台用）…………… 1台
- ・ノベルティ…………… 1,000個
- ・サブスタッフ…………… 3人

(3)ア 地域住民による飲食物等ブース

- ・テント（1. 5 K×2 K）…………… 2張
- ・横幕（長辺用2、短辺用2）…………… 4枚
- ・長机（600×1800、クロス付き）…………… 2台
- ・パイプ椅子…………… 4脚
- ・消火器…………… 1本
- ・飲食エリア用テーブル（パラソル付き）…………… 5卓
- ・飲食エリア用椅子…………… 20脚

イ 水道工事業協同組合によるブース

- ・テント（2 K×3 K）…………… 2張
- ・横幕（長辺用2、短辺用2）…………… 4枚
- ・長机（600×1800）クロス付き…………… 2台
- ・パイプ椅子…………… 4脚

以上